	第47条の２第１項、平成25年旧措置法第47条の２第１項又は平成23年旧措置法第47条の２第１項（償却費）（第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号）	00478	法規別表十六（一）「32」の欄、別表十六（二）「36」の欄、別表十六（三）「32」の欄、別表十六（四）「28」の欄又は別表十六（五）「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号）	00479	法規別表十六（九）「８」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第47条の２第３項第３号、平成25年旧措置法第47条の２第３項第４号又は平成23年旧措置法第47条の２第３項第５号）	00480	法規別表十六（九）「９」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表倉庫用建物等の割増償却の項中「第48条第１項又は」を「第48条第１項、平成25年旧措置法第48条第１項又は」に、「別表十六（九）「20」」を「別表十六（九）「８」」に改め、「（同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額）」を削り、同表植林費の損金算入の特例の項を削り、同表特定災害防止準備金の項を次のように改める。

特定災害防止準備金	第55条の６第１項又は第７項	00194	法規別表十二（四）「10」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表保険会社等の異常危険準備金の項中「又は第12項」を「若しくは第12項又は平成25年旧措置法第57条の５第１項若しくは第12項」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項の次に次のように加える。

中部国際空港整備準備金	第57条の７の２第１項	00481	法規別表十二（十一）「10」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表特別修繕準備金の項、中小企業等の貸倒引当金の特例の項、探鉱準備金又は海外探鉱準備金の項、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の項及び対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例の項を次のように改める。

特定船舶に係る特別修繕準備金	第57条の８第１項又は第10項	00391	法規別表十二（十二）「９」の欄の金額（当該金額が同表「15」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
中小企業等の貸倒引当金の特例	第57条の９第３項	00392	法規別表十一（一の二）「８」の欄の金額
探鉱準備金又は海外探鉱準備金	第58条第１項又は第９項	00203	法規別表十（四）「16」の欄の金額
	平成25年旧措置法第58条第２項	00204	法規別表十（四）「16」の欄の金額
	第58条第２項	00482	法規別表十（四）「16」の欄の金額
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	第59条第１項	00205	法規別表十（四）「40」の欄の金額
	平成25年旧措置法第59条第２項	00206	法規別表十（四）「40」の欄の金額
	第59条第２項	00483	法規別表十（四）「40」の欄の金額
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	平成25年旧措置法第59条の２第１項	00207	法規別表十（五）「20」の欄の金額
	第59条の２第１項	00484	法規別表十（五）「20」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表農業経営基盤強化準備金の項中「又は平成23年旧措置法第61条の２第１項」を削り、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「又は平成23年旧措置法第61条の３第１項」を削り、同表収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例の項中「若しくは第８項又は平成23年旧措置法第64条第１項若しくは第８項」を「又は第８項」に、「若しくは第２項又は平成23年旧措置法第64条の２第１項若しくは第２項」を「又は第２項」に改め、同表換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例の項中「又は第５項」を「若しくは第５項又は平成25年旧措置法第65条第１項若しくは第５項」に改め、同表特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の項中「、平成24年旧措置法第65条の４第１項」を削り、「平成23年旧措置法」を「平成25年旧措置法」に改め、同表認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例の項を次のように改める。

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例	平成25年旧措置法第65条の13第１項又は第４項	00371	法規別表十三（八）「18」の欄の金額（当該金額が同表「24」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）又は同表「26」の欄の金額（当該金額が同表「32」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
	平成25年旧措置法第65条の14第１項又は第３項	00372	法規別表十三（八）「35」の欄の金額（当該金額が同表「42」の欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

様式第一の記載要領第四号の表技術研究組合の所得計算の特例の項中「所得計算」を「所得の計算」に改め、「又は平成23年旧措置法第66条の10第１項」を削り、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項中「又は平成23年旧措置法第66条の11第１項」を削り、「別表十（七）「31」」を「別表十（七）「27」」に改め、同表社会保険診療報酬の所得計算の特例の項を次のように改める。

社会保険診療報酬の所得の計算の特例	平成25年旧措置法第67条第１項	00271	法規別表十（七）「６」の欄の金額
	第67条第１項	00485	法規別表十（七）「６」の欄の金額